

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
<b>対象期間・対象となる接種等について</b>		
1	支給対象期間は。	<p>支給対象期間（個別接種を行った期間）は以下のとおりです。</p> <p>【第1期】令和3年5月9日～7月31日 【第2期】令和3年8月1日～10月2日 【第3期】令和3年10月3日～12月4日 【第4期】令和3年12月5日～令和4(2022)年2月5日 【第5期】令和4年2月6日～3月31日 【第6期】令和4年4月1日～6月4日 【第7期】令和4年6月5日～8月6日 【第8期】令和4年8月7日～10月1日 【第9期】令和4年10月2日～12月3日 【第10期】令和4年12月4日～令和5(2023)年2月4日 【第11期】令和5年2月5日～3月31日</p>

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
2	申請受付期間は。	<p>申請受付期間は以下のとおりです。</p> <p>【第1期申請】令和3年8月1日～令和4(2022)年1月25日 【第2期申請】令和3年10月3日～令和4年1月25日 【第3期申請】令和3年12月5日～令和4年1月25日 【第4期申請】令和4年2月6日～3月10日 【第5期申請】令和4年4月1日～5月15日 【第6期申請】令和4年6月5日～7月15日 【第7期申請】令和4年8月7日～9月15日 【第8期申請】令和4年10月2日～11月15日 【第9期申請】令和4年12月4日～令和5(2023)年1月15日 【第10期申請】令和5年2月5日～3月15日 <u>【第11期申請】令和5年4月1日～5月15日</u></p> <p>※申請は支給対象期間ごととなります。(それぞれ申請書類を作成し、提出してください。)</p>
3	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか。	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
4	診療所において、週150回以上を4週、さらにその翌週から週100回以上を4週行った場合には、それぞれの週に対し、協力金が支払われるのか。	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの週も要件を満たします。 ただし、令和4年10月以降の接種においては、それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」が追加要件となります。
5	診療所または病院において、50回以上／日の接種を行った場合には、それぞれの接種日に対し、協力金が支払われるのか。	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの日も要件を満たします。 ただし、令和4年10月以降の接種においては、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」が追加要件となります。 また、病院への支給は、令和4年11月末までの接種分をもって終了となります。
6	週100回以上又は150回以上を4週間以上というのは、連続した4週間ということか。	4週間は、連続している必要はありません。ただし、週100回又は150回を下回る週は、当該の協力金は支給されません。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
7	「週100(150)回以上」というのは予約数又は実績のいずれか。	実績となります。
8	結果として予診のみとなった場合は接種回数に含まれるか。	予診のみとなった場合は接種を行っていないため、接種回数には含まれません。
9	高齢者だけでなく、医療従事者等に対する接種や小児に対する接種(5~11歳)、巡回接種は接種回数に含まれるか。	対象期間内における接種が補助対象となるため、高齢者向けのワクチン接種でなくても対象となります。また、個別接種であれば巡回接種も対象となります。 嘱託医等が高齢者施設等に巡回接種を実施した場合、当該嘱託医が所属する医療機関として、接種回数に含めて算定することが可能です。
10	大規模接種会場や集団接種会場における接種は含まれるか。	含まれません。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
11	職域接種は接種回数に含まれるか。	<p>次に該当するものは、接種回数に含まれます。</p> <p>(申請要領6ページの確認フロー図を参考にしてください。)</p> <p>A 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいいます。）が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種であって、接種対象者が中小企業の委託する外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合</p> <p>B 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」といいます。）が、接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、接種対象者が大学等の委託する外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合</p> <p>C 大学等が接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、接種対象者が大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合</p> <p>D 大学等が接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合</p> <p>※ B～Dは、文部科学省の「地域貢献の認定」も必要です。</p>

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
12	週の考え方は自由に設定してよいか。	<p>週の考え方は、日曜日から土曜日までとしていますので、自由に設定することはできません。</p> <p>※例外として、令和5(2023)年3月26日から3月31日までは1週間とみなして接種回数を算定します。</p>
13	「時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ」加算について、この協力金に重複して交付請求することができるか。	<p>当該加算と当協力金は、それぞれの要件を満たす場合、重複して交付の対象となります。</p> <p>なお、時間外・休日の接種に対する加算の請求先は、令和3年11月接種分までは医療機関の所在地の市町になります。令和3年12月以降接種分については、原則として接種費用と一体的に被接種者の所在する市町等に請求することになりますので、詳しくは各市町にお問い合わせください。</p>
14	協力金の額は、消費税を含む金額か。	接種費用ではありませんので、消費税の対象とはなりません。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
「時間外、夜間または休日に接種体制を用意すること」について		
15	この支給要件が追加された理由は何か。	<p>新型コロナワクチン接種につきましては、特に、10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。</p> <p>接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環としまして、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の御協力を求める趣旨での要件変更です。</p> <p>※「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年9月22日付け厚生労働省通知別紙）が改正されたことに伴い、今般、「栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金申請要領」を改正いたしました。</p>

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
16	時間外、夜間または休日の考え方は何か。	<p>時間外とは、「医療機関の標榜する診療時間以外の時間」です。 夜間とは、「18時以降」です（医療機関の診療時間に関わりません）。</p> <p>休日とは、「土・日・祝日のいずれか」です（医療機関の診療日に関わりません）。</p> <p>※【休日】日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱います。加えて、土曜日も休日として取り扱います。</p> <p>※時間外、夜間、休日（土日祝日）のいずれか一つの要件に該当すれば支給要件を満たします。</p>
17	時間外または夜間について、診療時間が18時半までの医療機関で、18時～18時半まで接種体制を用意して接種を実施した場合は、診療時間内の接種であるが、支給要件に該当するか。	18時以降は夜間ですので、支給要件に該当します。



# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
18	同一の医療機関で複数の診療科がある場合、診療時間をどう考えればいいか。	個別の診療科ではなく、病院全体の診療時間で判断します。 ※ただし、医師が一切在籍しない診療科がある場合は、当該診療科の診療時間は除外してさしつかえありません。
19	休日の診療時間内に接種体制を用意して接種を実施した場合は、支給要件に該当するか。	休日ですので、支給要件に該当します。
20	「時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ」における休日の考え方と異なる点はあるか。	当協力金が「時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ」加算とは考え方が異なる点は、以下のとおりです。 ・土曜日は休日としてください。 ・平日の休診日（終日、診療時間が割り当てられていない日）については休日ではありません（ただし、時間外としては当協力金の支給要件に該当します）。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
21	「接種体制を用意」とは何か。	<p>時間外、夜間または休日に接種することをホームページや掲示物等で標榜（PR）し、時間外等に接種を希望する方が接種できるような体制を用意していただくことです。</p> <p>※時間外、夜間または休日に、自治体の集団接種会場へ医療従事者を派遣した場合も、「接種体制を用意」したと見なし、要件を満たしたことになります（ただし、自治体の集団接種会場での接種については従来通り、当協力金の接種回数にカウントできません）。</p>
22	週100回（150回）以上の場合は「それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」とされているが、50回以上/日の場合は、時間外、夜間または休日の接種体制をいつ用意するのか。	50回以上を接種した、「まさにその日」に時間外、夜間または休日の接種体制を用意していることが支給要件となります。
23	診療時間内の一部の時間を休診とし、その時間にワクチン接種をしている場合は、時間外に接種体制を用意することに該当するか。	実質的に診療時間内の接種と変わらないことから、該当しません。

## 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
24	各支給要件（50回、100回（150回））の達成となる接種回数には、「時間外、夜間に行った接種ではない接種」（例えば、日中の診療時間内に行った接種等）も計上してさしつかえないか。	さしつかえありません（全ての接種回数が時間外、夜間または休日である必要はありません）。
25	時間外または夜間に接種体制を用意したが、結果的に時間外または夜間に接種がなかった場合は支給要件に該当するか。	結果的に時間外または夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により支給要件となる接種回数を満たしていた場合には、支給要件に該当します。
26	時間外または夜間に接種体制を用意しなかったが、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外、夜間の時間帯に接種することとなった場合は支給要件に該当するか。	支給要件に該当しません。 予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から時間外または夜間に接種可能な体制を取っていただく必要があります。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
27	<p>申請書類のうち、「時間外(休診日除く)に接種体制を用意」したことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。</p>	<p>時間外の接種予約を受け入れていることが分かる資料（PDFデータでも可）を提出してください。</p> <p>※市町や医療機関の予約サイト等を印刷したもの、医療機関内での掲示物（掲示物の写真）や配布された案内、予約受付表（窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの）の写しなどで、「時間外の接種予約可能な時間が明記された資料」</p> <p>※被接種者の個人情報部分がある場合、黒塗り等してください。</p> <p>請求書（様式3）の所定欄に診療時間（日曜～土曜）を記入してください。</p> <p>※とちぎ医療情報ネット（<a href="https://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/">https://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/</a>）に掲載された診療時間と合っているかを確認してください。</p>
28	<p>申請書類のうち、「夜間に接種体制を用意」したことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。</p>	<p>夜間の接種予約を受け入れていることが分かる資料（PDFデータでも可）を提出してください。</p> <p>※市町や医療機関の予約サイト等を印刷したもの、医療機関内での掲示物（掲示物の写真）や配布された案内、予約受付表（窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの）の写しなどで、「夜間の接種予約可能な時間が明記された資料」</p> <p>※被接種者の個人情報部分がある場合、黒塗り等してください。</p>

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
29	申請書類のうち、「休日(休診日含む)に接種体制を用意」したことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。	書類の提出は不要ですが、VRS（ワクチン接種記録システム）に接種記録を入力してください。VRSの入力状況を確認いたします。 <u>接種実績はないが接種体制の用意はした場合は、接種予約を受け入れていることが分かる資料（PDFデータでも可）を提出してください。</u>
<b>「時間外、夜間または休日に接種体制を用意すること」（自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合）について</b>		
30	「接種体制を用意」に「自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合」を含むのは、週100回（150回）以上の接種を行った場合のみか。	「診療所における取組」の週100回（150回）以上の接種を行った場合だけでなく、「診療所における取組」、「病院における取組」における50回以上／日の接種を行った場合も、自治体の集団接種会場へ医療従事者を派遣した日については、接種医療機関で接種体制を用意したと見なします。
31	「自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合」が「接種体制を用意」に当たるということは、集団接種会場等で接種した回数を個別接種の接種回数としてカウントできるのか。	カウントできません。 自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した日については、個別接種が時間外、夜間または休日に該当しなくても「時間外、夜間または休日に接種体制を用意」したと見なします。 例えば、医療従事者を派遣した日において、個別接種の医療機関で平日の診療時間内（18時まで）に50回以上接種した場合については、支給要件に該当します。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
32	医療機関に所属している医療従事者が、個人として集団接種会場等での接種に協力した場合は支給要件を満たすか。	医療機関が介在しない個人の参加による派遣の場合は支給要件に該当しません。 当協力金の支援対象は医療機関であり、医療機関が協力した医療従事者の派遣に当たっては、医療機関と市町などとの契約等が必要になります。
33	申請書類のうち、「時間外、夜間または休日に自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った」ことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。	時間外、夜間または休日に医療機関で接種体制を用意する代わりに、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合は、「1日50回以上の接種を行ったその日」や「週100(150)回以上の接種を行った週のうち少なくとも1日」において、時間外、夜間または休日に医療従事者派遣を行ったこと分かる書類を提出してください。 ※各市町等との契約書などで「派遣を行った日時が明記された資料」

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
<b>【病院のみ】 特別な接種体制の確保について</b>		
34	病院が特別な接種体制を確保した場合とはどのようなものか。	「特別な接種体制」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、病院自体の増員を図っていなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。
35	特別な接種体制における「看護師等」には、どのような職種が含まれるのか。	受付業務や接種者の補助の役割など、特別な接種体制に従事した方（薬剤師や事務職員等）も含みます（職種は限定しておりません）。
36	医師及び看護師等の1人1時間当たりの考えについて、ワクチン接種のための準備や後始末の時間も含まれるか。	ワクチン接種のための準備に専念している時間内で、準備・後始末・VRS登録を行った者の実働時間については対象となります。 なお、休憩時間は含めません。
37	提出資料の「特別な接種体制」が分かる書類とは、具体的にどのようなものか。	一例として、以下のような資料が考えられます。 ・役割分担（受付・予診・接種・経過観察等）が分かる資料 ・勤務シフト表 等 ※ホームページに掲載した「特別体制の勤務時間報告書の参考フォーム」をご活用ください。

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
38	病院が特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の支給要件は求められないのか。	求めません。 令和4年10月2日以降においても、令和4年9月までの支給要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支給対象となります。
<b>協力金の請求方法等について</b>		
39	請求書等の書類はどこで手に入るのか。	特設サイトからダウンロードの上、御使用ください。 請求書(様式3)及び実績報告書(様式2)については、診療所用と病院用で分かれていますので、御留意願います。  紙媒体の請求書等の配布を御希望の場合は、相談・申請窓口へお問い合わせください。
40	請求書等の提出方法は。	特設サイトからインターネット申請により提出してください。 紙媒体による提出の場合は、簡易書留等の記録が残る方法での御提出をお願いいたします。  ※感染拡大防止の観点から、対面による相談・提出は御遠慮ください。



# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
41	提出書類は何か。	<p>提出書類は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (様式3) 個別接種促進のための支援事業に係る請求書</li> <li>・ (様式2) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書</li> <li>・ 「時間外、夜間または休日に接種体制を用意」したこと(「自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣したこと」を含む)を証する書類〈該当する場合のみ〉 ※第9期申請から</li> <li>・ 「特別な接種体制」の状況が分かる書類〈該当する場合のみ〉</li> <li>・ 職域接種に関する実施報告〈該当する場合のみ〉</li> <li>・ 大学拠点接種に係る地域貢献の認定に関する書類〈該当する場合のみ〉</li> <li>・ 振込先口座通帳の写し</li> <li>・ 申請連絡票</li> </ul> <p>〈郵送の場合。インターネット申請の場合は特設サイト上で入力〉</p>
42	「(様式2) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書」に印を押すことになっているが、代表者印でよいのか。	医療機関の代表者印を押印願います。
43	「(様式2) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書」に代表者印を押印した後、インターネット申請はどのように行うのか。	<p>代表者印を押印した後の実績報告書をスキャナー等で読み込んでいただき、PDFファイルの特設サイトから申請してください。</p> <p>※数値等が確認できるよう鮮明なデータを御提出してください。</p> <p>押印後の書類の原本は、医療機関で保管いただくようお願いいたします。なお、保存期間は事業終了年度から5年間です。</p>

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
44	ワクチン接種実績の根拠となる書類の提出は必要か。	<p>原則として、請求書、実績報告書、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意」したことを証する資料（該当する場合）、特別な接種体制の説明資料（該当する場合）で審査いたします。（ワクチン接種記録システム（VRS）との照合を行います。）</p> <p>申請をいただいた後、接種実績等の確認のためお問い合わせする場合がありますので、各医療機関で根拠となる資料の保管をお願いいたします。また、必要に応じて後日書類の提出をお願いすることもありますので、御了承願います。</p> <p>本協力金に係る書類（予診票の写し等）は、事業終了年度から5年間保管をお願いいたします。</p>
45	「大学拠点接種に係る地域貢献の認定に関する書類〈該当する場合のみ〉」とは何か。	<p>大学の附属病院が本協力金に該当する職域接種の内、大学等が実施する職域接種による接種回数を含めて申請する場合は、文部科学省が定める「地域貢献の基準」を満たすとともに、「地域貢献の認定」が必要です。</p> <p>【参考】文部科学省「地域貢献の認定」申請期限 ※詳細は、文部科学省ホームページで御確認願います。 (URL) <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01612.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01612.html</a></p> <p>文部科学省からの認定を受けた場合は、文部科学省が交付する「新型コロナウイルス緊急支援交付金（医療分）大学接種拠点における地域貢献の基準」に関する認定書類を添付の上、本協力金の申請をお願いいたします。</p>

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
46	第8期の協力金の支給を受けたが、第9期または第10期の申請を行う場合、第8期に提出した書類と同じ内容の書類（申請連絡票、振込先口座の通帳の写し等）は再度提出する必要はあるか。	<p>以前提出いただいた資料と内容が変わらない書類（申請連絡票、振込先口座の通帳の写し等）についても、恐れ入りますが、再度提出が必要です。</p> <p>支給対象期間ごとに、申請書類一式の御提出をお願いいたします。</p>
47	実績数が誤っていたので修正したい。	<p>支給決定状況により提出書類が異なりますので、まずは相談・申請窓口にご連絡ください。</p> <p><b>【支給決定前の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・申請窓口にご連絡の上、再度申請書の提出をお願いします。</li> </ul> <p><b>【支給決定後の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・申請窓口にご連絡の上、変更申請に係る書類を提出願います。（変更申請に係る書類については、相談・申請窓口から個別に送付いたします。）</li> <li>・変更申請に係る書類（接種回数を追加する場合）の提出期限は、<u>変更のあった支給対象期間の次期の申請受付期間の最終日まで（【第11期】の場合は令和5(2023)年7月15日まで）</u>となります。</li> </ul> <p>なお、併せて市町に「接種費用の時間外・休日加算」の請求を行っており、請求内容に変更がある場合は、支給決定前・後に関わらず市町にも御連絡をお願いいたします。</p>

# 栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 よくある質問

※併せて、個別接種促進協力金申請要領を御確認ください。

令和5(2023)年3月13日現在

(下線部を更新しています。)

No.	質問	回答
<b>令和5年4月接種分以降の方針について</b>		
48	<u>相談・申請先はどこになるか。</u>	<p>今までは県が実施主体として、<u>栃木県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金相談・申請窓口</u>を運営しておりましたが、令和5年4月接種分以降は、<u>医療機関の所在する市町が実施主体として、医療機関からの相談・申請を受け付けます。</u></p> <p>※令和5年2・3月接種分については、令和5年4月以降も県が実施主体となり、引き続き相談・申請窓口を運営します。</p>
49	<u>相談・申請先は変更になると思うが、申請受付期間や申請書類の提出方法、添付書類等も変更になるのか。</u>	<p>実施主体が県ではなく市町となることから、<u>市町の判断により変更となることがあると考えられます。</u></p>
<b>その他</b>		
50	対象期間や対象となる接種の要件の根拠は何か。	<p>「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号厚生労働省医政局長、健発0401第3号厚生労働省健康局長及び薬生発0401第23号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に規定された事業内容のうち、</p> <p>「（21）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業」の「ウ 内容」の「（イ）個別接種促進のための支援」に定める要件に基づいております。</p>